

指定可燃物等に係る運用基準

1 目的

この運用基準は、松江市火災予防条例及び松江市火災予防条例施行規則に定める指定可燃物その他指定可燃物に類する物品に係る技術上の基準及び手続についての基本的な考え方を解説することで、本市における事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

2 法令及び例規の略称一覧

この解説で使用する法令及び例規の略称については、次のとおりとする。

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号)は、以下「法」という。
- (2) 消防法施行令(昭和36年政令第37号)は、以下「施行令」という。
- (3) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)は、以下「施行規則」という。
- (4) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)は、以下「危令」という。
- (5) 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)は、以下「危則」という。
- (6) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年自治省告示第99号)は、以下「危告示」という。
- (7) 松江市火災予防条例(平成17年松江市条例第352号)は、以下「条例」という。
- (8) 松江市火災予防条例施行規則(平成17年松江市規則第268号)は、以下「市規則」という。
- (9) 松江市危険物の規制に関する規則(平成17年松江市規則第270号)は、以下「市危則」という。
- (10) 建築基準法(昭和25年法律第201号)は、以下「建基法」という。
- (11) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)は、以下「建基令」という。
- (12) 製造所、貯蔵所及び取扱所は、以下「製造所等」という。

3 用語の定義

この解説で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

	用語	定義
1	危険物	法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの
2	少量危険物	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物
3	製造所等	法第10条に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所
4	指定数量	法第9条の4の政令で定める数量

5	指定可燃物	法第9条の4の物品かつ政令で定めるもの
6	少量危険物貯蔵取扱所	少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所
7	耐火構造	建基法第2条第7号に規定する構造
8	不燃材料	建基法第2条第9号に規定する不燃材料

備考 その他指定可燃物に類する物品は条例で指定されていない。

※ 本解説では、条項号の後に見出しを付けているが、あくまでも解説を見つけやすくするために設けているものであり、条例及び規則の見出しとは一致しないものがある。

4 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

条例第4章第2節及び第3節で定める技術上の基準等について解説する。

この章は条例別表第8の品名に掲げる物品で同表の数量以上のものを指定可燃物とし、当該物品を貯蔵し、又は取り扱う場所を「指定可燃物貯蔵取扱所」と定義した上で、その貯蔵及び取扱いの技術上の基準について規定している。

指定可燃物は、指定される物質の性状等に応じて、**可燃性液体類等**と**綿花類等**に分けられる。

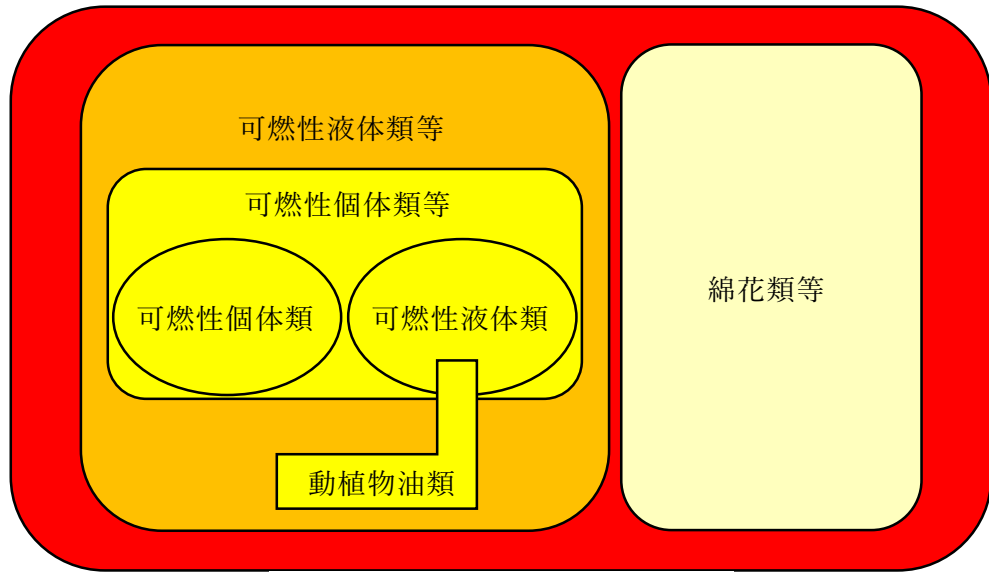
「**可燃性液体類等**」とは、加熱することにより可燃性蒸気が発生し、引火する性状を有する特徴がある物をいう。

「**綿花類等**」には、引火点を有しないが、着火が容易であり、着火後の燃焼速度が速いという性状を有する特徴がある。

なお、条例第4章第1節の規定を準用する規定については、「指定数量未満の危険物に係る運用基準」を参考とすること。

※指定可燃物かどうか判断できない物品については、安全データシート(SDS)を確認すること

指定可燃物



【指定可燃物の分類について】

第 33 条第1項(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

別表第8

品名	数量
綿花類	キログラム 200
木毛及びかんなくず	400
ぼろ及び紙くず	1,000
糸類	1,000
わら類	1,000
再生資源燃料	1,000
可燃性固体類	3,000
石炭・木炭類	10,000

可燃性液体類		立方メートル 2
木材加工品及び木くず		10
合成樹脂類	発泡させたもの	20
	その他のもの	キログラム 3,000

備考

- 1 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 2 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの(動植物油類がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。)をいう。
- 3 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸(糸くずを含む。)及び繭をいう。
- 4 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 6 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの(1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。)をいう。
 - ア 引火点が40度以上100度未満のもの
 - イ 引火点が70度以上100度未満のもの
 - ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キログラム毎グラム以上であるもの
 - エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キログラム毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- 7 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 8 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液体であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品(1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。)で1気圧において引火点が

250 度以上のものをいう。

- 9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

※ 備考については、品名が関係する条項において説明する。

【解説】

この条は、可燃性液体類等に係る技術上の基準である。

この項は、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について規定している。

条例別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもののうち可燃性固体類及び可燃性液体類並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類については、貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備について本条において規定する技術上の基準によらなければならない。

第 33 条第1項第1号(容器への収納及び詰替えの基準)

可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第8備考第6号エに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が 300 ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

【解説】

この号は、可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合の取扱い基準について規定している。

「**可燃性固体類**」とは、条例別表第8備考6の規定に該当する物品をいい、次のとおり。

- 1 可燃性固体類には、 α -クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が該当する。
- 2 条例別表第8備考6の燃焼熱量及び融点については、JISK2279「原油及び石油製品-発熱量試験方法及び計算による推定方法」、JISK0064「化学製品の融点および溶融範囲測定方法」による。

「**可燃性液体類**」とは、条例別表第8備考8の規定に該当する物品をいい、第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油類のうち一定の要件(引火点、可燃性液体量、燃焼点等)に適合するもので、危険物から除かれる物が該当する。

なお、法別表第1備考第14号から第17号までの規定により危険物の第4類から除外されるものは危則第1条の3に規定する第2石油類の除外物品、第3石油類の除外物品、第4石油類の除外物品及び動植物油類の除外物品が該当するほか、引火性液体の性状を示す物品のうち1気圧において引火点が250度以上の物品が該当する。

本号アは、可燃性固体類、可燃性液体類及び動植物油類の性状に応じた容器を用いることを規定しており、可燃性固体類は、温度上昇により液状となるものがあることから、収納時の状態が固体であっても、当該容器を密封する必要がある。

なお、収納容器については次のとおり。

- 1 可燃性固体類は、危則別表第3の表中、危険物の類別第2類危険等級Ⅲに適合する容器を用いること。
- 2 可燃性液体類及び動植物油類は、危則別表第3の2の表中危険物の類別第4類危険等級Ⅲ(引火性液体類のうち危険性の低いものに対応する容器)に適合する容器を用いること。

本号イは、容器に対する表示義務を規定しており、容器の見やすい箇所に次の1から3の表示を行うことを規定している。

ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下については、除外される。

- 1 化学名又は通称名
- 2 数量
- 3 「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示

第 33 条第1項第2号(容器を積み重ねる高さの基準)

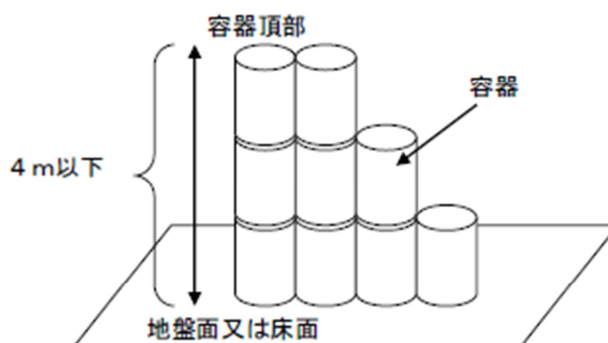
可燃性液体類等(別表第8備考第6号エに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

【解説】

この号は、指定可燃物貯蔵取扱所において可燃性液体類等を収納する容器を積み重ね貯蔵する場合の高さの基準について規定している。

「別表第8備考第6号エに該当するもの」とは、可燃性固体類のうち引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のものをいう。

「高さ」とは、最下段の容器の底部又は床面若しくは地盤面から最上段の容器上端までの高さをいう。



第 33 条第1項第3号(可燃性液体類等の貯蔵又は取扱いの基準)

可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

【解説】

この号は、可燃性液体類等の貯蔵又は取扱いの基準について規定している。

可燃性液体類等は、引火点が40度以上の引火性を有する物質であり、一定の条件下において火災危険が生じるため、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱による温度上昇をさせ、みだりに蒸気を発生させてはならない。

「みだりに火気を使用しない」とは、綿花類等の性質及び作業工程を考慮して、次に適合する状態でのみ火気を使用すること。

- 1 正当な理由がある場合に限ること
- 2 よく管理された状態であること
- 3 安全な場所であること
- 4 安全な方法であること

第33条第1項第4号(可燃性液体類等の貯蔵又は取扱いの基準の例外)

前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

【解説】

この号は、可燃性液体類等の貯蔵又は取扱いの基準の例外について規定している。

可燃性液体類等の貯蔵又は取扱いが、条例第33条第1項第3号に規定される基準によらないことが通常である場合は、災害の発生を防止するための十分な措置を講じた場合に限り、原則による取扱いをしないことができる。

災害の発生を防止するための十分な措置とは、個々の物品及び貯蔵条件に応じて、発熱又は可燃性ガスの発生を防止でき、安全に制御できる措置をいう。

第33条第2項(可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の技術上の基準)

可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

【解説】

この項は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準について規定している。

なお、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準については、条例第 33 条第3項において、指定数量未満の危険物の各規定の準用が規定されている。

第 33 条第2項第1号(屋外における位置の基準)

可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上 20 未満	1メートル以上
	20 以上 200 未満	2メートル以上
	200 以上	3メートル以上
その他の場合	1以上 20 未満	1メートル以上
	20 以上 200 未満	3メートル以上
	200 以上	5メートル以上

【解説】

この号は、火災時における消火活動及び延焼防止を目的として、屋外で可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に、一定の空地の保有又は防火上有効な塀を設けることを規定している。

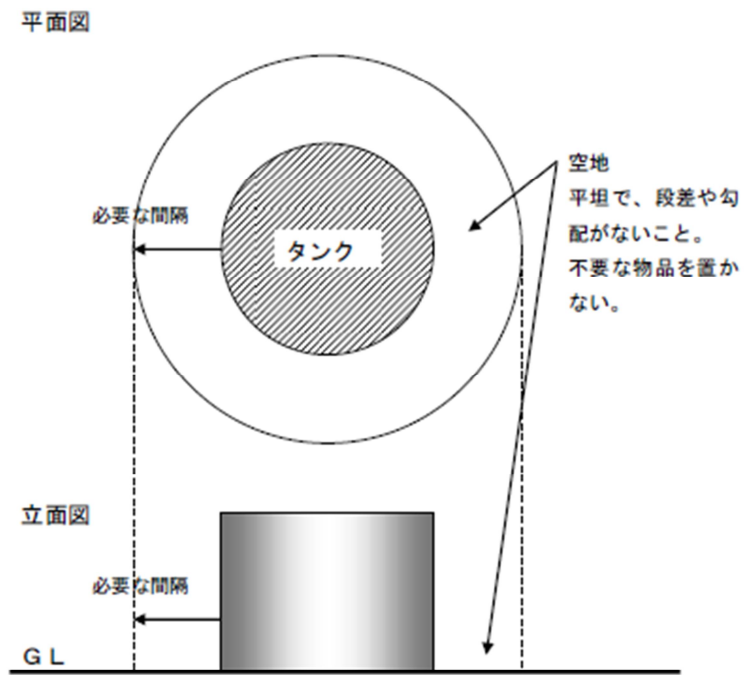
「**可燃性固体類等**」とは、可燃性固体類及び可燃性液体類をいう。

「**空地**」とは、隣接する建築物、工作物又は危険物等に対して確保すべき防火上必要な空地をいう。

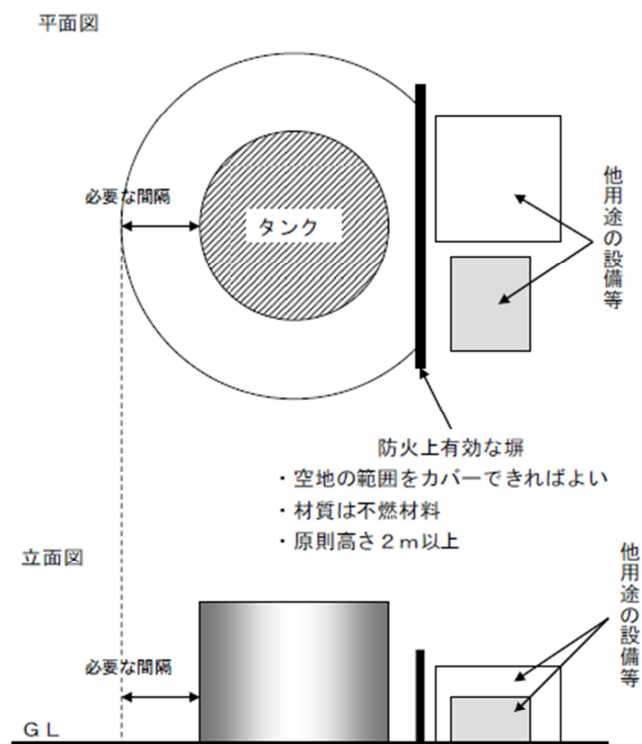
原則として、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内に設けなければならない。

「**防火上有効な塀**」とは、不燃材料で造り施設全体を遮へいする幅及び高さを有するものであること。

「その他の場合」とは、可燃性固体類等を貯蔵し、取り扱う設備などをいう。



1-2図 空地を設けた例



防火上有効な塀を設けた例（動植物油に限る）

第 33 条第2項第2号(室内の構造)

別表第8で定める数量の 20 倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第8で定める数量の 200 倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において貯蔵し、又は取り扱うことができる。

【解説】

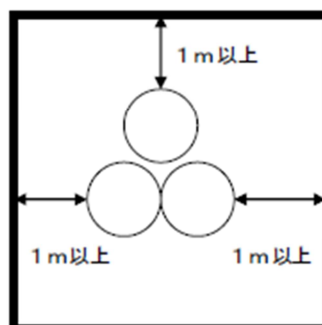
この号は、可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の室内の構造について規定している。

可燃性固体類等を貯蔵し、取り扱う室内の構造は、可燃性固体類等の数量に応じて壁、柱、床及び天井又は天井のない場合は屋根を不燃材料で造ることを条件としている。

ただし、前段で規定される条件の代替措置についても規定しており、条件を満たした建築物その他の工作物は、たとえ木造であっても、室内の構造の条件が満たされていれば足りる。

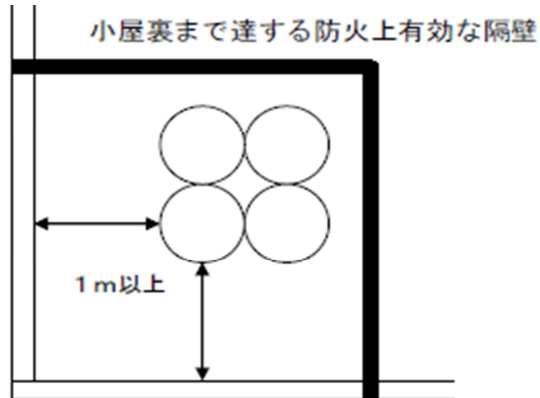
なお、条例第 33 条第3項において第 31 条の3の2第1号の規定が準用されるが、この準用については、本号の規定に満たない数量の可燃性液体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合に適用される。

「防火上有効な隔壁」とは、耐火構造、準耐火構造又は防火構造で小屋裏まで完全に区画されている壁のことをいう。

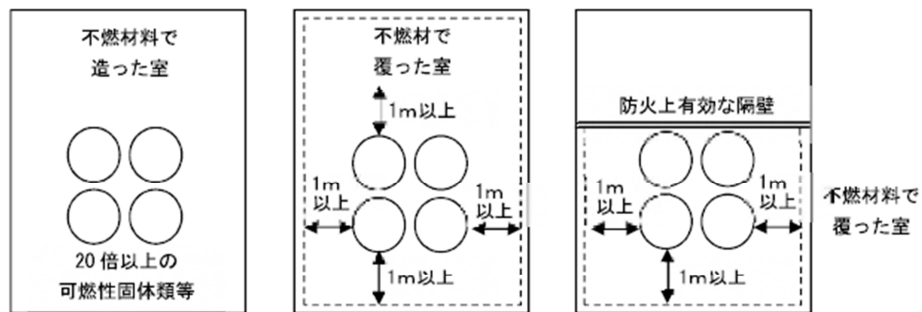


貯蔵倉庫(平面図)

周囲に 1 m 以上の空地を設けた例



防火上有効な隔壁を設けた例



第 33 条第3項(指定数量未満の危険物に係る技術上の基準の準用)

前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第 30 条から第 31 条の8まで(第 31 条の2第1項第 16 号及び第 17 号、第 31 条の3第2項第1号並びに第 31 条の7を除く。)の規定を準用する。

【解説】

この項は、可燃性液体類等の貯蔵基準、取扱い基準及び場所の基準の技術上の基準について、指定数量未満の危険物に係る技術上の基準を準用することを規定している。

なお、次に掲げる規定は準用されないため留意すること。

1 第 31 条の2第1項第 16 号及び第 17 号

容器への収納及び容器を積み重ねる高さの基準であり、条例第 33 条第1項第1号及び第 2号で規定されているため準用されない。

2 第 31 条の3第2項第1号

屋外における位置の基準であり、第 33 条第2項第1号で規定されているため準用されない。

3 第 31 条の7

類ごとに共通する貯蔵及び取扱いの基準並びに共通基準によらない場合の貯蔵及び扱いの基準であり、少量危険物にのみ適用される規定であるため準用されない。

第 34 条第1項(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

【解説】

この条は、綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について規定している。

指定可燃物のうち綿花類、ぼろ及び紙くず、糸類、布類の不燃性又は難燃性の判断については、「45 度傾斜バスケット法燃焼試験」に基づき行うものとする。

指定可燃物の数量の算定は、敷地単位又は棟単位を原則とするが、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物に防火上有効な区画が存する場合は、それぞれ別々に算定することとして差し支えない。

この項は、綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について規定している。

「綿花類等」とは、条例別表第8備考6に規定する可燃性固体類及び同表備考8に規定する可燃性液体類以外の指定可燃物が該当する。

なお、綿花類等に関する条例別表第8の品名及び備考の説明については次のとおりである。

1 綿花類

- (1) トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。
- (2) 綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。
- (3) 羽毛は綿花類に該当する。
- (4) 不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄×された羊毛は、綿花類に該当しない。

(5) 不燃性又は難燃性の繊維は、次の物が該当する。

ア 不燃性のものとしては、ガラス等の無機質の繊維がある。

イ 難燃性のものとしては、塩化ビニリデン系の繊維がある。

2 木毛及びかんなくず

(1) 木毛とは、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられる衝撃材、木綿、木繊維等が該当する。

(2) かんなくずとは、手動又は電動のかんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。

3 ぼろ及び紙くず

繊維製品並びに紙及び紙製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ、廃棄されたもの並びに動植物油が染み込んでいる布、紙等をいう。

これらには、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣類、ウェス等が該当するが、不燃性及び難燃性のものは除かれる。

4 糸類

糸類とは紡績工程後の糸及び繭であり、天然、合成の別は問わない。これらには、綿糸、毛紡糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸、副蚕糸、合成樹脂の釣り糸等が該当するが、不燃性及び難燃性のものは除かれる。

5 わら類

(1) わら類には、俵、こも、縄、むしろ等が該当する。

(2) 乾燥藁とは、いぐさを乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等がこれに含まれる。

(3) こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類に該当しない。

6 再生資源燃料

再生資源燃料に該当するものの代表例は次の通り。

(1) ごみ固形燃料(RDF)

家庭から出されるごみ等の一般廃棄物を原料として製造された固形燃料をいう。

(2) 廃プラスチック固形燃料(RPF)

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として製造された固形燃料をいう。

(3) 木質ペレット

おがくず等の製材時に発生する廃棄物及び廃材等を原料とした粒状の固形燃料をいう。

7 石炭、木炭類

無煙炭、瀝青炭、褐炭、重炭、亜炭、泥炭で天然に産するもの、木を焼いて人為的に作ったものをいう。

また、コークス、豆炭、活性炭、練炭等も該当するが、天然ガス等の炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末は該当しない。

8 木材加工品

製材した木材、板、柱及びそれらを組み立てた家具類等の木工製品をいう。原木（立ち木を切り出した丸太の状態のもの）は、木材加工品に該当しないこと。ただし、丸太のままで使用する電柱材、木箱又は建築用足場は、木材加工品に該当すること。

9 木くず

製材所等の製材過程において出る廃材、おがくず及び木端（水に浸漬されたものを除く。）をいう。防災処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当する。

10 合成樹脂類

合成樹脂類とは石油などから化学的に合成される高分子物質で固体状の樹脂の総称をいい分類は以下のとおり。

(1) 熱可塑性樹脂

熱を加えると軟化し、冷却すると個化冷却すると固化するもの。

(2) 熱硬化性樹脂

加熱成型後さらに加熱すると硬化して不溶不融の状態となるもの。

(3) 発泡させたもの

内部に気泡を持つもので発泡率がおおむね6以上のものをいう。

「不燃性又は難燃性」の判断は、「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」に定める酸素指数法によって行い、酸素指数 26 以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。

(4) ゴム

不燃性又は、難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴム屑には次のものが該当する。

ア 天然ゴム

ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液を精製したもの。

イ 合成ゴム

イソプレンと構造が類似したブタジエンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物。

ウ 再生ゴム

廃棄物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴム

備考9の「合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く」とは、他の品名で指定されているため、合成樹脂類からは除外している物品を示している。

第 34 条第1項第1号(火気の使用制限)

綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。

【解説】

この号は、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所での火気の使用制限について規定している。

「みだりに」とは、綿花類等の性質及び作業工程を考慮して、次に適合する状態をいう

- 1 正当な理由がある場合に限ること。
- 2 よく管理された状態であること
- 3 安全な場所であること
- 4 安全な方法であること

「火気」とは、マッチ、ライター、タバコ、たき火等の火の気のあるもの全般をいう。

綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所において火気を使用する時は、量、性状、貯蔵取扱場所の規模、火気使用場所からの距離、周囲の状況、作業工程等を考慮し、防火上安全な状態を維持しなければならない。

第 34 条第1項第2号(出入りの制限)

綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。

【解説】

この号は、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所への係員以外の者の出入りを制限することについて規定したものである。

「係員」とは、当該場所において日常の業務に従事する者をいう。

「みだりに出入り」とは、係員以外の者の出入りであっても、当該場所の管理者等に正式に連絡等がなされ、管理者等の管理が十分に行き渡るときは、この規定に該当しないもの。

第 34 条第1項第3号(整理清掃と貯蔵に係る措置)

綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。

【解説】

この号は、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の整理清掃と貯蔵に係る措置について規定している。

「危険物と区分して整理する」とは、綿花類等と危険物が混在する状態では、火災予防上の危険性が増すこととなるため、空地として必要とされる距離又は空地が不要となる場合は1メートル以上の距離を綿花類等と危険物のそれぞれが確保する必要がある。

「地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しない措置」とは、綿花類等の物品の特性に応じた固定方法等による措置をいう。

第 34 条第1項第4号(綿花類等のくず、かす等の廃棄方法)

綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。

【解説】

この号は、綿花類等のくず、かす等の廃棄方法について規定している。

綿花類等を貯蔵し、取り扱う場合に生じた、くずやかすを放置することは火災予防上危険であるため、危険物の性質に応じて、安全な場所で廃棄しなければならない。

なお、少量危険物については、条例第 31 条の2第1項第2号で1日に1回以上とされていないが、本号では規定されていることに留意すること。

「安全な場所」とは、火災予防上安全な場所をいう。

「廃棄」については、危令で定められた廃棄の技術上の基準に準じて行わなければならない。

「その他適当な措置」とは、その性質に起因する危険要因を踏まえた自主保安に係る措置をいう。

第 34 条第1項第5号(廃棄物固形化燃料等の貯蔵及び取扱いの基準)

再生資源燃料(別表第8備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。)のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの(以下「廃棄物固形化燃料等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。

イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。

ウ 3日を超えて集積する場合には、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとする。

エ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

【解説】

この号は、再生資源燃料のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるものの貯蔵及び取扱いの基準について規定している。

本号アは、適切な水分管理について規定している。水分等の影響により発熱、蓄熱した結果、自然発火により火災に至ることがあるため、製造する事業者等が作成する資料等による適切な水分管理を行わなければならない。

本号イは、適切な温度管理がなされた状態での受入れについて規定している。受入れ後については、条例第 34 条第2項第4号において、発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けることが規定されているが、火災を防止するためには、受入れの段階から温度管理を徹底しなければならない。

本号ウは、集積高さの制限について規定している。集積量が多くなるほど発火の危険性が高まることから、集積高さを制限することにより、発火しにくくするとともに、万が一、発火した場合においても、有効な消防活動が行える集積量に制限している。

なお、条例第 34 条第 2 項第 2 号及び 3 号において、集積単位相互間に距離を保つ必要があることを規定している。

本号エは、温度、可燃性ガス濃度の監視による異常の監視について規定している。温度測定装置及び可燃性ガスの検知装置等により、常に温度、可燃性ガス濃度の状態を監視する体制を確保するとともに、異常発生時には直ちに対応をとることができるための体制についても確保する必要がある。

第 34 条第 2 項(綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の技術上の基準)

綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

【解説】

この項は、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準について規定している。

第 34 条第 2 項第 1 号(標識及び掲示板の基準)

綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

市規則第 6 条(標識及び掲示板の基準)

条例第 31 条の 2 第 2 項第 1 号の指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の標識及び掲示板は、同号に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 標識及び掲示板は、幅 30 センチメートル以上、長さ 60 センチメートル以上の板とすること。
- (2) 標識の色は、地を白色、文字を黒色とすること。
- (3) 標識の文字は、「少量危険物貯蔵取扱所」とすること。

2 前項の規定は、条例第 33 条第 3 項の可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所について準用する条例第 31 条の 2 第 2 項第 1 号の標識及び条例第 34 条第 2 項第 1 号の綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の標識について準用する。これらの場合において、前項第 3 号中「少量危険物貯蔵取扱所」とあるのは、「指定可燃物貯蔵取扱所」と読み替えるものとする。

3 第 1 項第 1 号に定めるもののほか、危険物等の類、品名及び最大数量並びに防火に関する掲示板は、危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号)第 18 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの規定を準用する。この場合において、注意事項の表示は、可燃性液体類等にあつては「火気厳禁」、綿花類等にあつては「火気注意」とするものとする。

【解説】

この号は、指定可燃物貯蔵取扱所に設ける標識及び掲示板の基準について規定している。

「**標識**」とは、指定可燃物貯蔵取扱所を区分し、その所在を周知させることにより防災上の注意を喚起するために設けるものをいう。

標識については、大きさは、幅 30 センチメートル以上、長さ 60 センチメートル以上の地が白色の板に、黒色の文字で「指定可燃物貯蔵取扱所」と表示し、見やすい位置に設けること。

「**掲示板**」とは、防火に関し必要な事項を掲示し、その徹底を図るために設けるものをいう。

なお、掲示板には、綿花類等の品名、最大数量を表示するものと、指定可燃物に対する注意事項を表示するものとの 2 種類がある。

「**防火に関し必要な事項**」とは、貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物に応じた必要事項をいう。

第 34 条第 2 項第 2 号(合成樹脂類及び廃棄物固形化燃料以外の綿花類等の集積等の基準)

綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類(別表第8備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類(同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。以下同じ。)にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

【解説】

この号は、合成樹脂類及び廃棄物固形化燃料以外の綿花類等の集積の基準について規定している。

集積については、最大集積面積を一の集積単位当たり200平方メートル以下とし、集積単位相互間に必要とされる距離を保つ必要がある。

ただし、廃棄物固形化燃料を除く再生資源燃料及び石炭・木炭類については、使用用途を鑑みても大規模な集積が常態であることから、温度計による温度の監視及び温度上昇時の散水による冷却設備を設けた場合は、当該集積単位の規定を適用しないこととしている。

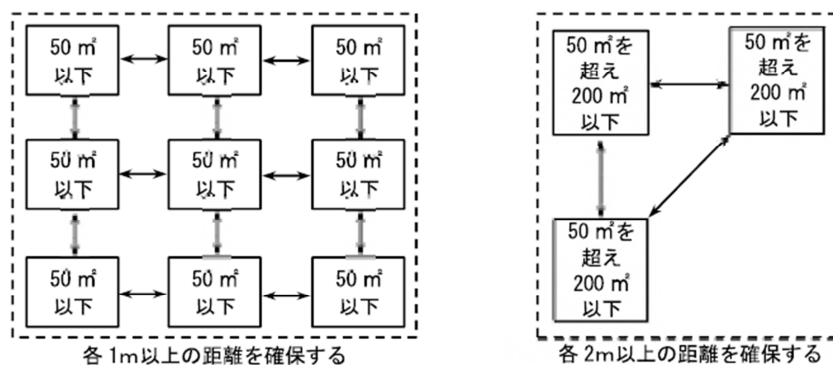
「**集積単位**」とは、指定可燃物貯蔵取扱所において指定可燃物が集積される場所をいう。

「**集積単位相互間**」とは、集積単位として定めた場所の境界線から別の集積単位として定めた場所の境界線までをいう。

なお、区分によって相互間の距離が異なる場合は、大となる距離により規制する。

「**散水設備等**」とは、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備等をいう。

設置する際は、集積場所及び集積高さを勘案して、有効に冷却できる個数を適当な位置に設置する。



綿花類等(合成樹脂類を除く。)を集積する場合の例】

第 34 条第2項第3号(合成樹脂類の集積等の基準)

綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、1集積単位の面積が 500 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が 100 平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が 100 平方メートルを超え 300 平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
(3)	面積が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル(別表第8で定める数量の 20 倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料(建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。)で仕上げた室内において行うこと。

【解説】

この号は、合成樹脂類の集積等の基準について規定している。

本号アは、合成樹脂類の集積の基準について規定している。

集積については、最大集積面積を一の集積単位当たり500平方メートル以下とし、集積単位相互間に必要とされる距離を保つ必要がある。

「**集積単位**」とは、指定可燃物貯蔵取扱所において指定可燃物が集積される場所をいう。

「**集積単位相互間**」とは、集積単位として定めた場所の境界線から別の集積単位として定めた場所の境界線までをいう。

なお、区分によって相互間の距離が異なる場合は、大となる距離により規制する。

「**散水設備**」とは、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備等をいう。設置する際は、集積場所及び集積高さを勘案して、有効に冷却できる個数を適当な位置に設置する。

本号イは、火災時における消火活動及び延焼防止を目的として、屋外で合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に、一定の空地の保有、防火上有効な塀を設けることを規定している。

「**空地**」とは、隣接する建築物、工作物又は指定可燃物等に対して確保すべき防火上必要な空地をいう。

原則として、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内に設けなければならない。

「**防火上有効な塀**」とは、不燃材料で造り施設全体を遮へいする幅及び高さを有するものであること。

「**開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁**」の範囲は次による。

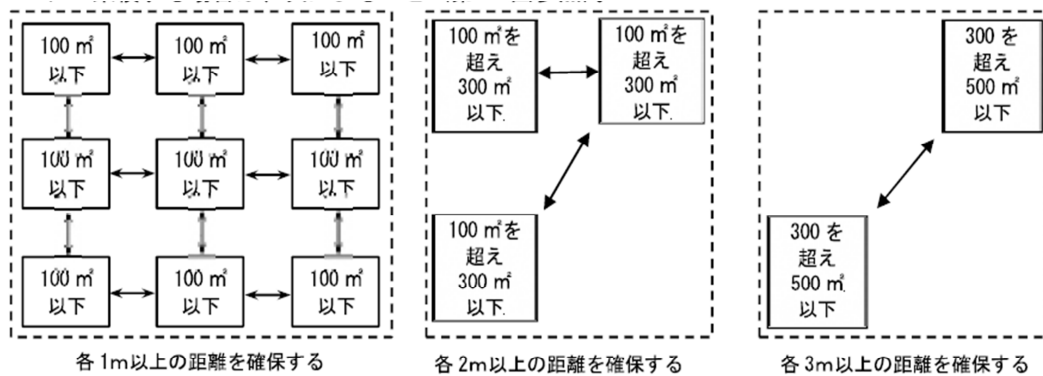
- 1 高さは、地盤面から当該指定可燃物貯蔵取扱所が直面する階までの高さであること。
- 2 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。

本号ウは、屋内において合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場所と他の指定可燃物貯蔵取扱所が存在する場合に設ける区画について規定している。

「**不燃性の材料を用いて区画する**」とは、不燃材料又はこれに類する材料を用いて小屋裏に達するまで完全に区画することをいう。

本号エは、合成樹脂類を条例別表第8に定める数量の100倍以上の数量で貯蔵し、又は取り扱う場合の室内の構造について規定している。

「難燃材料」とは、建基令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。



【棉花類等のうち、合成樹脂類を集積する場合の例】

区 分	空地の幅
別表第8で定める数量の20倍未満	1 m 以上
別表第8で定める数量の20倍以上	3 m 以上

第34条第2項第4号(廃棄物固形化燃料等の技術上の基準)

廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びイの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

イ 別表第8で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

【解説】

この号は、廃棄物固形化燃料等の技術上の基準について規定している。なお、前号ア及びイの規定が準用される。

本号アは、廃棄物固形化燃料等の貯蔵及び取扱いによる温度の変化を監視するため、温度測定装置を設置することを規定している。

「温度測定装置」とは、危険物の温度変化を正確に把握できる測定装置をいう。

本号イは、条例別表第8で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合の構造について規定している。

「不活性ガス封入設備」とは、窒素等の不活性ガスを封入する装置をいう。

第34条の2(危険要因の把握及び火災予防上有効な措置)

別表第8で定める数量の100倍以上の再生資源燃料(廃棄物固形化燃料等に限る。)、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

【解説】

この条は、指定可燃物貯蔵取扱所における危険要因の把握及び火災予防上有効な措置を講じることについて規定している。

再生資源燃料のうち廃棄物固形化燃料等、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を条例別表第8に定める数量の100倍以上の数量で貯蔵し、又は取り扱う場合は、火災の発生及び拡大の危険要因を把握するとともに、当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

第34条の3(基準の特例)

この章(第30条、第31条の7及び第32条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができるか認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

【解説】

この条は、少量危険物及び指定可燃物の各規定に適用できる技術上の基準の特例について規定している。

ただし、特例の適用については統一的な運用が求められるため、通知等により適用根拠が明確に示されていないなければならない。

現在、指定可燃物について、条例に定める技術上の基準についての特例を適用できると認めるものはない。

5 届出

条例第6章で定める指定可燃物に関する届出について解説する。

第 46 条第1項(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は署長に届け出なければならない。

市規則第 12 条第1項(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出書等)

条例第 46 条第1項の規定による指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いの届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵取扱い届出書による。

【解説】

指定可燃物貯蔵取扱所において火災が発生すると、通常の火災には見られない重大な被害を生ずるおそれがあることから、一定数量以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合は7日前を目安に消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第 46 条第2項(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの廃止の届出等)

前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

市規則第 12 条第 2 項

条例第 46 条第 2 項の規定による貯蔵又は取扱を廃止する届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵、取扱廃止届出書(様式第 16 号)による。

【解説】

第1項において、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、火災、流出事故等の防止の観点から消防長又は消防署長に届け出ることとされているが、指定可燃物貯蔵取扱所を廃止した場合についても、遅滞なく消防長又は消防署長に届け出なければならない。

なお、指定可燃物貯蔵取扱所を廃止した場合は、当該指定可燃物貯蔵取扱所の管理は行われなくなるため、安全のための適切な措置を講じる必要がある。

6 罰則

条例第7章で定める指定可燃物に関する罰則について解説する。

第 49 条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

【解説】

この条は、第4章に規定する少量危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に違反した者のほか、第5章の2に規定する屋外における大規模な催しに関する防火管理に違反した者に対する罰則について規定している。

第 49 条第1号及び第2号

(省略)

第 49 条第3号

第 33 条又は第 34 条の規定に違反した者

【解説】

この号は、対象となる違反及び罰則の対象となる者について規定している。

対象となる違反は、指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に係る違反である。

「対象となる者」とは、指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等において、条例第 33 条及び第 34 条の規定に違反した者をいう。

第 49 条第 4 号

(省略)

第 50 条第 1 項(両罰規定)

法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

【解説】

この条は、第 49 条に定める対象となる者のほかに、法人のほか法人でない団体や事業主に対する両罰規定である。

第 50 条第 2 項

(省略)

7 その他

(改正経過)

この運用基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

令和 8 年 3 月 31 日以前に適用した指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、従前のおりとする。